

新型コロナウイルス感染症禍対応 固定資産税の軽減等手続きについて

I 先端設備等の固定資産税の3年間免税について(拡充)

従来の①機械装置、②測定工具及び検査工具、③器具備品、④建物附属設備の対象資産に加えて『**事業用家屋**』及び『**構築物**』が追加されました。

※「**事業用家屋**」及び「**構築物**」に関しては、**令和2年4月30日以降に取得したものに限り**ます。また、先端設備等については、「**先端設備導入計画**」の認定後に取得することが必要ですのでご注意ください。

II 新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の特例措置(軽減)

1 特例措置の内容

新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、一定の条件に該当する場合、固定資産税等の軽減ができます。内容は2020年6月発行の「向日葵だより」でご案内したとおりです。

| 2月～10月の間の連続3ヶ月間の事業収入額の減少割合(前年同期間比) | 軽減率 |
|------------------------------------|---------------------------|
| 30%以上～50%未満減少 | 2021年の固定資産税額 1/2軽減 |
| 50%以上減少 | 同 全額軽減 |

※ 1 対象は中小企業者等(個人事業者及び資本金1億円以下の法人で、大規模法人(資本金1億円超の法人)の子会社でないもの等)
※ 2 土地は軽減の対象になりません。
※ 3 居住用家屋も軽減対象外のため、家屋毎に事業割合を申告する必要があります。

2 経営革新等支援機関等への確認依頼時の提出書類 及び 各市町村への提出書類

| 提出書類 | 内容 |
|---------------|--|
| ◆ 申告書 (A4 1枚) | 認定支援機関等の確認を受け、裏面に押印してもらう必要あり。 提出する市町村の数だけ原本が必要です。 |
| ◆ 添付書類 | |
| (1) 収入減を証する書類 | 会計帳簿(総勘定元帳など)、青色申告決算書など |
| (2) 特例対象資産一覧 | ① 償却資産の場合 … 毎年の償却資産の申告書で代替 ② 家屋の場合 … 「 特例対象資産一覧 」を作成し提出 |
| (3) 履歴事項全部証明書 | いわゆる商業登記簿謄本で資本金を確認(市町村へは誓約書) |

3 提出時期

各市町村への申告期限は、償却資産の申告と同じ**2021年2月1日(厳守)**です。



4 留意点

- 今でも経営革新等支援機関等に確認依頼ができます。来年1月に慌てることが無いように、早めに確認を受けましょう(もちろん弊事務所で確認させていただきます。)
- 特に個人事業者の方は、10月までの毎月の事業収入を遅くとも年内に集計し、申告期限に間に合うよう段取りしましょう。

※ 山形市の場合、申告書は右記のサイトからダウンロードできます。 <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shimin/sub2/koteishisanzei/70eefkoteisisan-koronatokurei-yamagata.html>

※ 参照 中小企業庁 Q&A https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200708zeisei_ga.pdf

@ 9月の予定

- 9/10 ・ 8月分源泉所得税
・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 9/30 ・ 7月決算法人の確定申告
・ 1,4,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

